

正誤	コース	CFP直前合格ゼミ 20年11月目標	科目	相続・事業承継設計 20B
----	-----	-----------------------	----	---------------

2020年10月16日現在

以下のとおり、誤りがございました。ここにお詫びとともに訂正させていただきます。

【合格ゼミ 20B】

頁・行	(誤)	(正)
P168	[親族関係図] 孫 (21歳)	[親族関係図] 孫 (19歳)
P179 (設問E)	4. …本問の場合、 受贈者の孫は21歳であり、23歳未満に該当するので、対象外である。	4. …本問の場合、 相続開始時において孫が23歳未満に該当するので、対象外である。
P208	(設問A) 1. 500円 2. 600円 3. 2,500円 4. 3,700円	(設問A) 1. 500円 2. 600円 3. 2,500円 4. 3,260円
P209 (設問A)	(誤)	(正)
	<p>② 原則的評価方式による評価額 中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる。 $1 \text{ 株当たりの相続税評価額} = \text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{ 株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$ $2,500 \text{円} \times 0.6 + 5,500 \text{円} \times (1 - 0.6) = 3,700 \text{円}$ 算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のKR社の相続税評価額は5,500円となるため、評価額が低い3,700円を選択する。</p>	<p>② 原則的評価方式による評価額 中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算とした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない。 $1 \text{ 株当たりの相続税評価額} = \text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{ 株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$ $2,500 \text{円} \times 0.6 + 5,500 \text{円} \times 80\% \times (1 - 0.6) = 3,260 \text{円}$ 算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のKR社の相続税評価額は5,500円 $\times 0.6 + 5,500 \text{円} \times 80\% \times (1 - 0.6) = 5,060 \text{円}$ となるため、評価額が低い3,260円を選択する。</p>

P210 (設問B) 最終行	(誤)
	原則的評価方式によるKR社の1株当たりの相続税評価額は、 (設問A)より、3,700円となる。
	(正)
	原則的評価方式によるKR社の1株当たりの相続税評価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる。 $1 \text{株当たりの相続税評価額} = \text{類似業種比準価額} \times L + 1 \text{株当たりの純資産価額} \times (1 - L)$ $2,500\text{円} \times 0.6 + 5,500\text{円} \times (1 - 0.6) = 3,700\text{円}$ 算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のKR社の相続税評価額は5,500円となるため、評価額が低い3,700円を選択する。

正誤・改正の最新情報はマイページ掲載いたします。
(TAC WEB SCHOOL よりマイページ登録をお願いいたします。)